

建築基準法の手続きについて

山梨県知事の指定する区域内ですか？

いいえ

※小淵沢町全域、高根町清里・浅川・東井出の一部と土砂災害防止法による特別警戒区域が該当します。

はい

建築予定の物件の延べ床面積は10㎡を越えますか？

建築予定の物件の延べ床面積は10㎡を越えますか？

いいえ

はい

はい

いいえ

届出不要

敷地に対して新築？
はい いいえ

建築確認申請

申請不要

建築予定物件の用途はなんですか？

専用住宅
事務所

特殊建築物

工作物

建築設備

映画館・公会堂・集会所
病院・ホテル・共同住宅・福祉施設
学校・体育館・美術館・図書館
スキー場・水泳場・スポーツ練習場
マーケット・飲食店・遊技場
公衆浴場・物品販売業を営む店舗
倉庫・自動車車庫・スタジオ
等

煙突(高さ)6m ▶ 以下	超える
柱(高さ)15m ▶ 以下	超える
広告塔等(高さ)4m ▶ 以下	超える
高架水槽・サイロ(高さ)8m ▶ 以下	超える
擁壁(高さ)2m ▶ 以下	超える

エレベーター
エスカレーター

その用途の延べ床面積が…

200㎡以下

200㎡を超える

構造は何ですか？

木造

木造以外

3階建て以上？

2階建て以上？

いいえ

はい

いいえ

はい

延べ床面積 > 500㎡
又は
高さ > 13m
又は
軒高 > 9m

延べ床面積は？
200㎡…
以下 超える

いいえ はい

建築工事届

建築確認申請

※ なお、判断基準の詳細については、中北建設事務所建築課(Tel055-224-1674)へお問い合わせください。